

大泉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

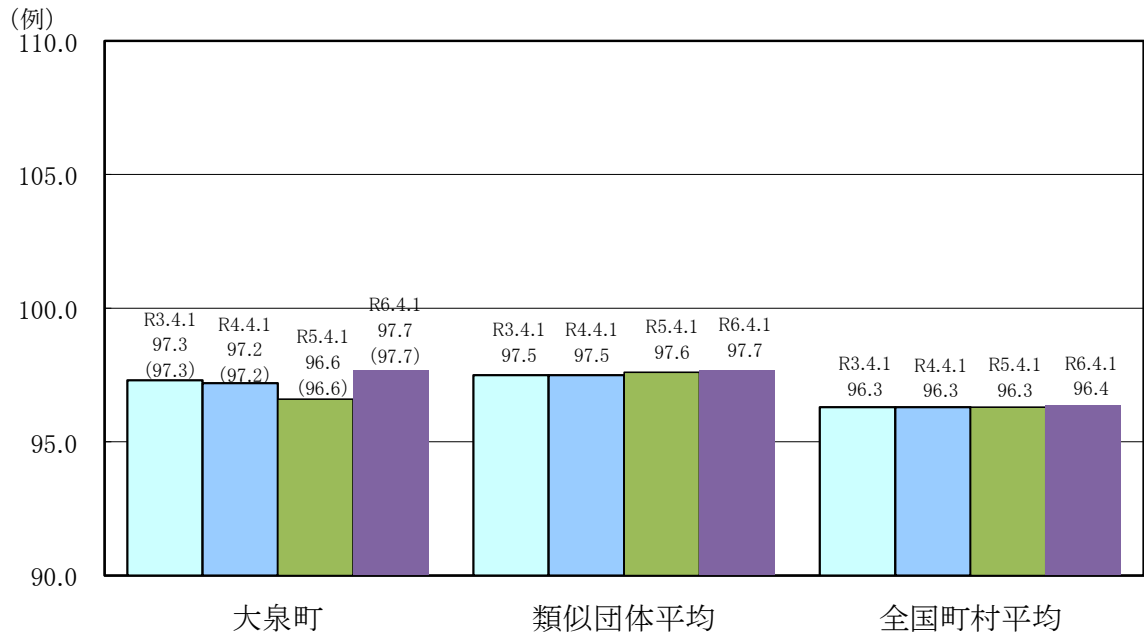
区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 41,465	千円 14,872,363	千円 380,236	千円 2,455,034	% 16.5	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 236	千円 870,484	千円 143,424	千円 341,346	千円 1,355,254	千円 5,743	千円 5,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
-	-	-	(- %)	-	-	2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
-	-	-	-	-	-	4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

☒ 実施 ☐ 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

平成28年4月から、国・県に準じて給料表の見直しをおこなった。(平均1.6%引下げ)
見直しにより給料表の引下げとなった職員で、引下げ後の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成31年3月まで経過措置としてその差額を支給した。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準において支給対象地域がないため、地域手当の支給はない。

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大泉町	41.8 歳	319,600 円	370,709 円	355,169 円
群馬県	42.8 歳	327,700 円	399,771 円	358,767 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	40.8 歳	307,711 円	366,746 円	336,067 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
大泉町	44.3 歳	1 人	円	円	円	—	—	—	—
うち自動車運 転手・その他 技能労務職	44.3 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	自家用乗 用自動車 運転者	64.6 歳	212,500 円	—
群馬県	56.1 歳	57 人	345,200 円	374,001 円	362,712 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	7 人	267,319 円	286,648 円	276,387 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大泉町	—	—	—
うち自動車運 転手・その他 技能労務職	— 円	2,817,100 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間
外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお
いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース
(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※技能労務職については、該当職員が1名のため、個人情報保護の観点から公表しません。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	大泉町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	200,900 円
	高 校 卒	166,600 円	169,900 円
技能労務職	高 校 卒	166,600 円	165,500 円
	中 学 卒	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

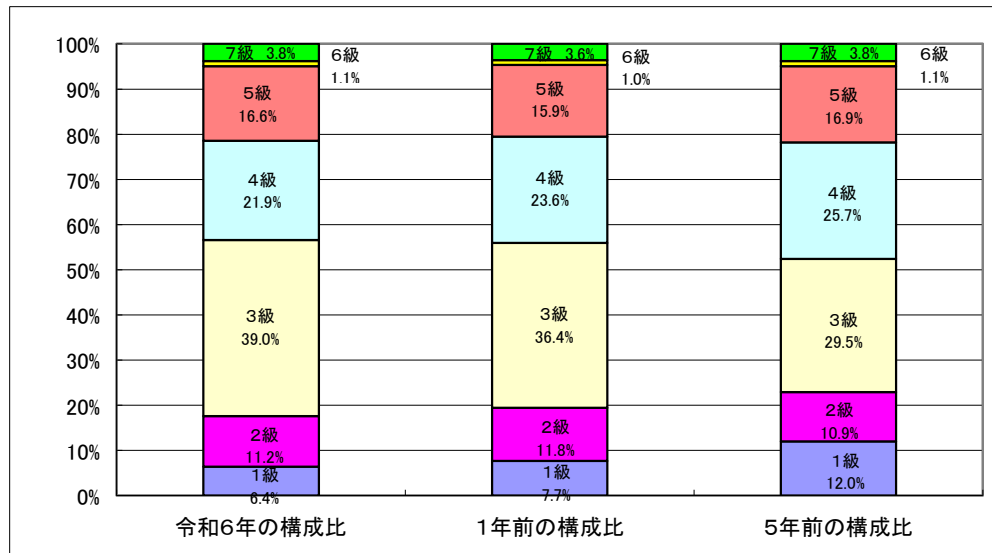
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	289,675 円	366,600 円	372,800 円	389,100 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

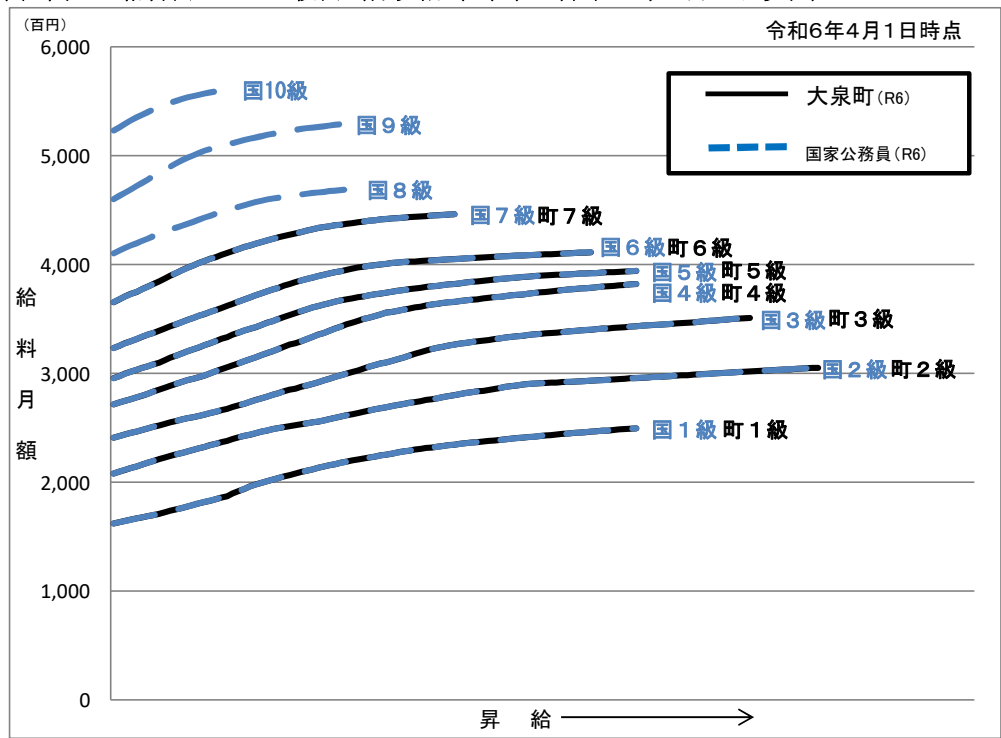
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事等の職務	12 人	6.4 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主任等の職務	21 人	11.2 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主査等の職務	73 人	39.0 %	240,900 円	351,000 円
4 級	主幹等の職務	41 人	21.9 %	271,600 円	382,000 円
5 級	参事及び副参事の職務	31 人	16.6 %	295,400 円	394,000 円
6 級	副参与の職務	2 人	1.1 %	323,100 円	411,300 円
7 級	参与の職務	7 人	3.8 %	365,500 円	446,200 円

- (注) 1 大泉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大泉町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
ロ	標準の区分のみ（一律）				
	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大泉町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,404 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,632 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤奨手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大泉町）

令和6年度中における運用		管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

大泉町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	全退職手当受給者 9,910 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)			94 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			94,455 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
前橋市	3 %	1 人	3 %	

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)			16 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			2,229 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)			2.6 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症防疫手当	防疫作業等に従事する職員	防疫作業又は患者の護送等	0千円	日額500円 (4時間未満は半額)
行旅病人及び行旅死亡人取扱作業手当	行旅病人の保護及び救護作業又は行旅死亡人の収容取扱作業に従事する職員	行旅病人の保護及び救護作業又は行旅死亡人の取扱作業	0千円	行旅病人の保護等1回1,000円 行旅死亡人の収容作業1回3,000円
犬猫等死がい処理作業手当	犬猫等死がい処理作業に従事する職員	犬猫等死がい処理作業	16千円	1回につき300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	45,141 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	280 千円
支給実績（５年度決算）	36,791 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	233 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	・配偶者及び配偶者以外の扶養親族6,500円 ・子10,000円 ・扶養親族のうち満16歳の年度の初めから満22歳になる年度末の子1人につき5,000円加算	同じ		21,532 千円	213,185 円
住居手当	・借家の場合 限度額28,000円	同じ		12,337 千円	257,014 円
通勤手当	・電車、バス等を利用する場合 運賃等55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ		10,533 千円	50,885 円
管理職手当	7級(部長級)81,300円 6級(副部長等)64,900円 5級(課長等)60,300円 5級(課長補佐等)52,300円 4級(係長等)46,000円	異なる	金額	60,586 千円	624,594 円
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100×時間数	同じ		155 千円	10,346 円
日直手当	勤務1回につき4,400円			1,082 千円	6,013 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	810,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額 939,000 円／ 430,000 円	
	副市町村長	670,000 円 (円)	738,000 円／	570,900 円
報 酬	議 長	413,000 円 (円)	445,000 円／	271,000 円
	副 議 長	343,000 円 (円)	375,000 円／	217,000 円
	議 員	303,000 円 (円)	344,000 円／	202,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(5年度支給割合)		
	副市町村長	4.50	月分	
	議 長	(5年度支給割合)		
	副 議 長	4.50	月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市区町村長	810,000円×在職期間×5.20	16,848,000円	任期毎
	副市町村長	670,000円×在職期間×3.00	8,040,000円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

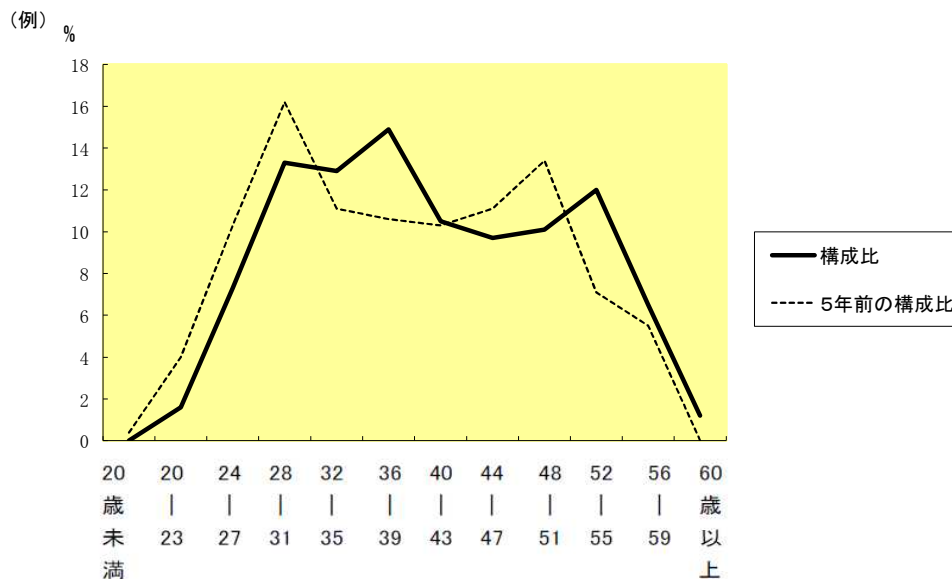
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	4	-1	配置見直しによる減
	総務・企画	72	75	-3	
	税務	23	24	-1	
	労働	2	2	0	
	農林水産	7	6	1	
	商工	5	6	-1	配置見直しによる減
	土木	23	22	1	
	民生	52	56	-4	
	衛生	19	18	1	
	計	206	213	-7	
普 通 会 計 部 門	教育部門	22	23	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 49.68 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 62.03 人)
	小 計	228	236	-8	
公 営 企 業 等 部	水道	0	0	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	14	15	-1	
	小 計	20	21	-1	
合 計		248	257	-9	<参考> 人口1万当たり職員数 59.81 人
		[302]	[302]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	4人	18人	33人	32人	37人	26人	24人	25人	30人	16人	3人	248人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	207	210	211	211	213	206	▲1(▲0.5%)
教育	27	27	26	25	23	22	▲5(▲18.5%)
普通会計	234	237	237	236	236	228	▲6(▲2.6%)
公営企業等会計	19	18	21	20	21	20	1(5.3%)
総合計	253	255	258	256	257	248	▲5(▲2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

平成28年4月1日から、太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町・大泉町の3市5町の上水道事業が統合し、「群馬東部水道企業団」となりました。